

# IV

# 資料編

## 民生委員法

昭和23年7月29日法律第198号 最終改正 平成25年6月14日法律第44号

- 第1条 民生委員は、社会奉仕の精神をもつて、常に住民の立場に立つて相談に応じ、及び必要な援助を行い、もつて社会福祉の増進に努めるものとする。
- 第2条 民生委員は、常に、人格識見の向上と、その職務を行う上に必要な知識及び技術の修得に努めなければならない。
- 第3条 民生委員は、市（特別区を含む。以下同じ。）町村の区域にこれを置く。
- 第4条 民生委員の定数は、厚生労働大臣の定める基準に従い、都道府県知事が、前条の区域ごとに、その区域を管轄する市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）の意見をきいて、これを定める。
- 第5条 民生委員は、都道府県知事の推薦によつて、厚生労働大臣がこれを委嘱する。
- 2 前項の都道府県知事の推薦は、市町村に設置された民生委員推薦会が推薦した者について、都道府県に設置された社会福祉法（昭和26年法律第45号）第7条第1項に規定する地方社会福祉審議会（以下「地方社会福祉審議会」という。）の意見を聴いてこれを行う。
- 第6条 民生委員推薦会が、民生委員を推薦するに当たっては、当該市町村の議会（特別区の議会を含む。以下同じ。）の議員の選挙権を有する者のうち、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、且つ、社会福祉の増進に熱意のある者であつて児童福祉法（昭和22年法律第164号）の児童委員としても、適当である者について、これを行わなければならない。
- 2 都道府県知事及び民生委員推薦会は、民生委員の推薦を行うに当たっては、当該推薦に係る者のうちから児童福祉法の主任児童委員として指名されるべき者を明示しなければならない。
- 第7条 都道府県知事は、民生委員推薦会の推薦した者が、民生委員として適当でないとき、地方社会福祉審議会の意見を聴いて、その民生委員推薦会に対し、民生委員の再推薦を命ずることができる。
- 2 前項の規定により都道府県知事が再推薦を命じた場合において、その日から20日以内に民生委員推薦会が再推薦をしないときは、都道府県知事は、当該市町村長及び地方社会福祉審議会の意見を聴いて、民生委員として適当と認める者を定め、これを厚生労働大臣に推薦することができる。
- 第8条 民生委員推薦会は、委員若干人でこれを組織する。
- 2 委員は、当該市町村の区域の実情に通ずる者であつて、次の各号に掲げるもののうちから、それぞれ2人以内を市町村長が委嘱する。
- 1 市町村の議会の議員
  - 2 民生委員
  - 3 社会福祉事業の実施に関係のある者
  - 4 市町村の区域を単位とする社会福祉関係団体の代表者
  - 5 教育に関係のある者
  - 6 関係行政機関の職員
  - 7 学識経験のある者
- 3 民生委員推薦会に委員長1人を置く。委員長は、委員の互選とする。
- 4 前三項に定めるもののほか、委員長及び委員の任期並びに委員長の職務その他民生委員推薦会に関し必要な事項は、政令でこれを定める。
- 第9条 削除
- 第10条 民生委員には、給与を支給しないものとし、その任期は、3年とする。ただし、補欠の民生委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 第11条 民生委員が左の各号の一に該当する場合には、厚生労働大臣は、前条の規定にかかわらず、都道府県知事の具申に基いて、これを解嘱することができる。
- 1 職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合
  - 2 職務を怠り、又は職務上の義務に違反した場合
  - 3 民生委員たるにふさわしくない非行のあつた場合
- 2 都道府県知事が前項の具申をするに当たっては、地方社会福祉審議会の同意を経なければならない。
- 第12条 前条第2項の場合において、地方社会福祉審議会は、審査をなすに際して、あらかじめ本人に対してその旨を通告しなければならない。
- 2 前項の通告を受けた民生委員は、通告を受けた日から2週間以内に、地方社会福祉審議会に対して意見を述べることができる。
  - 3 前項の規定により民生委員が意見を述べた場合には、地方社会福祉審議会は、その意見を聴いた後でなければ審査をなすことができない。
- 第13条 民生委員は、その市町村の区域内において、担当の区域又は事項を定めて、その職務を行うものとする。
- 第14条 民生委員の職務は、次のとおりとする。
- 1 住民の生活状態に必要に応じ適切に把握しておくこと。
  - 2 援助を必要とする者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように生活に関する相談に応じ、助言その他の援助を行うこと。
  - 3 援助を必要とする者が福祉サービスを適切に利用するために必要な情報の提供その他の援助を行うこと。
  - 4 社会福祉を目的とする事業を経営する者又は社会福祉に関する活動を行う者と密接に連携し、その事業又は活動を支援すること。
  - 5 社会福祉法に定める福祉に関する事務所（以下「福祉事務所」という。）その他の関係行政機関の業務に協力すること。

- 2 民生委員は、前項の職務を行うほか、必要に応じて、住民の福祉の増進を図るための活動を行う。
- 第15条 民生委員は、その職務を遂行するに当たっては、個人の人格を尊重し、その身上に関する秘密を守り、人種、信条、性別、社会的身分又は門地によつて、差別的又は優先的な取扱をすることなく、且つ、その処理は、実情に即して合理的にこれを行わなければならない。
- 第16条 民生委員は、その職務上の地位を政党又は政治的目的のために利用してはならない。
- 2 前項の規定に違反した民生委員は、第11条及び第12条の規定に従い解嘱せられるものとする。
- 第17条 民生委員は、その職務に関して、都道府県知事の指揮監督を受ける。
- 2 市町村長は、民生委員に対し、援助を必要とする者に関する必要な資料の作成を依頼し、その他民生委員の職務に関して必要な指導をすることができる。
- 第18条 都道府県知事は、民生委員の指導訓練を実施しなければならない。
- 第19条 削除
- 第20条 民生委員は、都道府県知事が市町村長の意見をきいて定める区域ごとに、民生委員協議会を組織しなければならない。
- 2 前項の規定による民生委員協議会を組織する区域を定める場合においては、特別の事情のあるときの外、市においてはその区域を数区域に分けた区域をもつて、町村においてはその区域をもつて一区域としなければならない。
- 第21条から第23条まで 削除
- 第24条 民生委員協議会の任務は、次のとおりとする。
- 1 民生委員が担当する区域又は事項を定めること。
  - 2 民生委員の職務に関する連絡及び調整をすること。
  - 3 民生委員の職務に関して福祉事務所その他の関係行政機関との連絡に当たること。
  - 4 必要な資料及び情報を集めること。
  - 5 民生委員をして、その職務に関して必要な知識及び技術の修得をさせること。
  - 6 その他民生委員が職務を遂行するに必要な事項を処理すること。

- 2 民生委員協議会は、民生委員の職務に関して必要と認める意見を関係各庁に具申することができる。
- 3 民生委員協議会は、市町村の区域を単位とする社会福祉関係団体の組織に加わることができる。
- 4 市町村長及び福祉事務所その他の関係行政機関の職員は、民生委員協議会に出席し、意見を述べることができる。
- 第25条 民生委員協議会を組織する民生委員は、その互選により会長1人を定めなければならない。
- 2 会長は、民生委員協議会の会務をとりまとめ、民生委員協議会を代表する。
- 3 前二項に定めるもののほか、会長の任期その他会長に関し必要な事項は、政令で定める。
- 第26条 民生委員、民生委員推薦会、民生委員協議会及び民生委員の指導訓練に関する費用は、都道府県がこれを負担する。
- 第27条 削除
- 第28条 国庫は、第26条の規定により都道府県が負担した費用のうち、厚生労働大臣の定める事項に関するものについては、予算の範囲内で、その一部を補助することができる。
- 第29条 この法律中都道府県が処理することとされている事務で政令で定めるものは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市（以下本条中「指定都市」という。）及び同法第252条の22第1項の中核市（以下本条中「中核市」という。）においては、政令で定めるところにより、指定都市又は中核市（以下本条中「指定都市等」という。）が処理するものとする。この場合においては、この法律中都道府県に関する規定は、指定都市等に関する規定として指定都市等に適用があるものとする。
- 第29条の2 この法律に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生局長に委任することができる。
- 2 前項の規定により地方厚生局長に委任された権限は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生支局長に委任することができる。

## 児童福祉法（抜粋） 昭和22年12月12日法律第164号 最終改正 令和元年6月26日法律第46号

### 第5節 ◆ 児童委員

#### （児童委員）

- 第16条 市町村の区域に児童委員を置く。
- 2 民生委員法（昭和23年法律第198号）による民生委員は、児童委員に充てられたものとする。
- 3 厚生労働大臣は、児童委員のうちから、主任児童委員を指名する。
- 4 前項の規定による厚生労働大臣の指名は、民生委員法第5条の規定による推薦によつて行う。

#### （児童委員の職務）

- 第17条 児童委員は、次に掲げる職務を行う。
- 1 児童及び妊産婦につき、その生活及び取り巻く環境の状況を適切に把握しておくこと。
  - 2 児童及び妊産婦につき、その保護、保健その他福祉

に関し、サービスを適切に利用するために必要な情報の提供その他の援助及び指導を行うこと。

- 3 児童及び妊産婦に係る社会福祉を目的とする事業を経営する者又は児童の健やかな育成に関する活動を行う者と密接に連携し、その事業又は活動を支援すること。
  - 4 児童福祉司又は福祉事務所の社会福祉主事の行う職務に協力すること。
  - 5 児童の健やかな育成に関する気運の醸成に努めること。
  - 6 前各号に掲げるもののほか、必要に応じて、児童及び妊産婦の福祉の増進を図るための活動を行うこと。
- 2 主任児童委員は、前項各号に掲げる児童委員の職務について、児童の福祉に関する機関と児童委員（主任児童委員である者を除く。以下この項において同じ。）との連絡調整を行うとともに、児童委員の活動に対する援助

及び協力を行う。

- 3 前項の規定は、主任児童委員が第1項各号に掲げる児童委員の職務を行うことを妨げるものではない。
- 4 児童委員は、その職務に関し、都道府県知事の指揮監督を受ける。

#### (市町村長と児童委員との関係)

第18条 市町村長は、前条第一項又は第二項に規定する事項に関し、児童委員に必要な状況の通報及び資料の提供を求め、並びに必要な指示をすることができる。

- 2 児童委員は、その担当区域内における児童又は妊産婦に関し、必要な事項につき、その担当区域を管轄する児童相談所長又は市町村長にその状況を通知し、併せて意見を述べなければならない。

- 3 児童委員が、児童相談所長に前項の通知をするときは、緊急の必要があると認める場合を除き、市町村長を経由するものとする。
- 4 児童相談所長は、その管轄区域内の児童委員に必要な調査を委嘱することができる。

#### (研修)

第18条の2 都道府県知事は、児童委員の研修を実施しなければならない。

#### (命令への委任)

第18条の3 この法律で定めるものの外、児童福祉司の任用変級その他児童福祉司及び児童委員に関し必要な事項は、命令でこれを定める。

## 児童委員の活動要領

平成16年11月8日改正 (厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)

### 第1◆児童委員の任務と心構え

#### ① 児童委員の任務

##### (1) 地域における活動の推進

児童、妊産婦、母子家庭等の福祉の増進に関する地域の自主的な活動の中心として、住民、団体と協力してその推進を図り、児童福祉施設、地域において児童の健全育成を行う者等と連携し、これを支援するとともに、児童の健やかな育成に関する気運の醸成に努める。

##### (2) 関係機関との連携・協力

児童、妊産婦、母子家庭等の福祉の増進に関し、都道府県、市区町村、児童相談所、福祉事務所、保健所等の関係機関と連携し、その業務に積極的に協力する。なお、児童委員はそれぞれ区域を担当するものとされているところであるが、その担当区域をまたがる事案については、当該区域を担当する児童委員と連携・協力する。

#### ② 児童委員の心構え

##### (1) 使命の重要性の認識と知識、技術の向上

地域における児童、妊産婦、母子家庭等の福祉の増進を図るという任務にかんがみ、その使命の重要性について認識を深めるとともに任務の遂行に必要な福祉に関する制度、サービスについての知識、相談等についての技術を高める。

##### (2) 住民、関係機関との円滑な関係

地域住民、団体、関係機関等との良好な関係を維持することにより、円滑かつ効果的な活動を行うことができる基盤をつくる。

##### (3) 誠意と奉仕の精神

問題を客観的、総合的に把握し、適切な判断に基づく支援が進められるよう、市区町村、児童相談所、福祉事務所、保健所等の関係機関と連携しつつ、誠意と奉仕の精神をもって適切に対処する。

##### (4) 住民の立場に立った活動

支援を必要とする児童、妊産婦、母子家庭等の人権を尊重し、児童及び保護者の立場に立ち、その立場を理解し、お互いの信頼関係を基礎に支援することを原則とする。また、職務上知り得た秘密が十分保護されるよう留意しながら、社会福祉及びその他の多様な社会資源の提供に努める。

### 第2◆児童委員の活動

#### ① 実情の把握と記録

##### (1) 地域の実情の一般的把握

児童委員は、市区町村、児童相談所、福祉事務所、保健所等と連携する等の方法により、地域住民の生活実態等を適切に把握しておく。併せて、児童委員制度を周知すること等により、地域の実情が的確に把握できるよう努める。

##### (2) 具体的問題の把握

担当地域において保護を必要とする児童、妊産婦、母子家庭等の発見に努め、その抱える問題を的確に把握する。また、市区町村長、児童相談所長、地域の関係機関等から調査等を依頼された場合においては、的確に実情を把握し、依頼者に対し報告する。

##### (3) 記録とその活用

把握した問題、状況等について、その後の児童委員活動に活用するため、別添の児童票(略)を参考に正確に記録を行うよう努める。

なお、個人の秘密の保持には十分留意する。

#### ② 相談・支援

担当区域内の児童、妊産婦、母子家庭等について相談に応じ、それぞれの抱える問題に応じて利用し得る制度、施設、サービス等について助言し、問題の解決に努める。特に専門的な判断、治療、処遇等を必要とする問題については、速やかに適切な関係機関の援助が受けられるよう連絡・調整を行う。

相談・支援の代表的な事例としては、次のようなものがある。

##### (1) 手当等の受給、貸付金の借受に関する事実確認と支援

児童手当、児童扶養手当、特別児童扶養手当、福祉手当、母子福祉資金貸付金等の制度の周知に努めるとともに、これらの手当等の受給、借受に当たって必要とされる事実確認を依頼されたときは、これに協力するとともに、これらの手当等の適正な受給等につき、関係の職員や相談員と協力して支援を行う。

##### (2) 保護を必要とする児童等に対する助言、支援

担当地域の保護を必要とする児童及びその保護者、

妊産婦、母子家庭等に対して、それぞれの抱える問題に応じて利用し得る施設やサービス等について助言するとともに、必要に応じて関係機関の援助が受けられるよう、支援を行う。特に児童に関する専門的な相談・指導が必要と考えられる場合については、児童相談所との連絡・調整を行う。

### (3) 委託による指導

都道府県知事又は児童相談所長の措置により、児童やその保護者の指導が委ねられたときは、当該関係機関から指導上の資料を得て、それを参考に指導する。

### (4) 施設に入所中の児童の家族等及び施設から退所した児童等に対する支援

児童福祉施設に入所中の児童の家族等について、また施設から退所する児童及びその家族等について施設長、児童相談所長等から連絡があったときは、その児童及び家庭の状況に留意し、学校等の関係機関と連絡を密にして、その保護、支援に努める。

### (5) 里親の開拓への協力

里親制度の周知を図り、里親となることを希望する者を適宜児童相談所等に連絡するなど、里親の開拓に協力する。

### (6) 妊産婦、乳幼児の保護者に対する助言

- ①妊婦に対し、妊娠の届出や母子健康手帳の活用について助言するとともに、妊娠中及び産後の定期的な保健指導を受けるよう勧奨する。
- ②市区町村及び保健所における健康診査、健康相談、訪問指導等の活用について助言する。

## 3 児童の健全育成のための地域活動

地域において児童の健全育成を行う者等と連携し、次のような活動を行い、児童の健全育成のための地域活動に対する地域住民の参加を促進し、児童の健全な育成に関する気運の醸成に努める。

### (1) 児童の健全育成のための地域活動の促進

- ①児童館、母親クラブ、放課後児童クラブ、子育てサークル、子ども会等、児童の健全育成に関する活動に対し援助・協力する。また、地域におけるボランティア活動への児童の参加を促進・支援する。
- ②児童虐待防止ネットワークや少年サポートチームの活動に対し、進んで参加するとともに、地域における健全育成関係の協議会等へ積極的に関与する。
- ③地域における子育て支援活動を推進するため、市町村等の行う子育て支援における総合的なコーディネート業務や、保育所等を拠点とした地域における子育てネットワークづくりの促進のために必要な援助・協力を行う。

### (2) 母子保健組織の育成等

地域母子保健組織、愛育班等の活動の推進に努めるとともに、それらの行う保健活動に対し援助・協力する。

### (3) 児童福祉文化財の健全化と地域環境の浄化

- ①児童福祉文化財の健全化を図るため、都道府県及び市町村児童福祉審議会の推せん、勧告の機能が活発に発揮されるよう地域の具体的資料を収集し、関係機関に提供する。
- ②俗悪な広告や成年向け雑誌の自動販売機等について必要がある場合には、関係機関の助言を得つつ、その経営者等に対し撤去等を要請する等地域の環境の改善、浄化に努める。

### (4) 施設の設置及び児童の居場所の確保の促進等

児童の居場所の確保のため、児童館、放課後児童ク

ラブ等の設置等について住民及び関係機関と協議を行い、地域の実情に応じ、その設置等を促進する。

### (5) 事故等の防止

交通事故をはじめ、家庭内外の事故や犯罪から児童を守るため、家庭及び地域の環境が危険な状態のまま放置されることのないよう地域住民等の注意を喚起し、危険な環境の排除又は改善に努める。

また、児童の自殺の問題についても、児童相談所、福祉事務所、学校等の関係機関と密接な連携をとり、自殺の未然防止に努める。

### (6) 児童の非行防止

喫煙、飲酒、家出、性的非行、暴走運転、脅迫、窃盗、暴行、放火等児童の非行や犯罪の早期発見と未然防止を図るため、そのおそれのある児童の把握とその補導、更生に努める。また、学校、PTA、補導団体、警察、町内会、自治会等との密接な連携のもとに、児童をとりまく家庭及び地域環境の改善、整備に努める。

## 4 児童虐待への取組み

近時、児童虐待による死亡事件が後を絶たず、また、児童相談所等に対する虐待の相談件数も増加の一途をたどっていることから、児童虐待防止対策についての積極的な活動を行う。

### (1) 発生予防

子育て中の保護者等の身近な相談者、聞き役、支え役として、子育てに関する相談に応じるとともに、地域の子育て支援活動への参加・協力を行いながら子育て中の保護者等に対し当該活動への参加を勧奨し、関係機関と連携を図りながら保護者等を支援すること等により、児童虐待の発生を予防する。

### (2) 早期発見・早期対応

児童の福祉に職務上関係のあることを認識し、地域住民、関係機関等と密接に連携して児童虐待の早期発見に努め、これを発見した場合には、児童福祉法第25条及び児童虐待の防止等に関する法律第6条に基づき速やかに通告を行い、児童相談所、福祉事務所等の関係機関との連携により早期対応を図る。なお、児童福祉法第29条及び児童虐待の防止等に関する法律第9条に基づく立入調査の実施に当たって関係機関から協力依頼を受けた場合は、積極的に情報提供を行う等これに協力すること。

### (3) 再発防止

市区町村、児童相談所、福祉事務所、保健所等の関係機関と連携し、一時保護所、児童養護施設等の退所後等についても、定期的な相談や地域で見守りを行うなどにより児童虐待の再発防止やフォローアップを行う。

### (4) 児童虐待防止ネットワークへの参画

住民に最も身近な市区町村において、子ども・家庭に関わる多くの機関が参加する虐待防止ネットワークに積極的に参画する。

## 5 意見具申

### (1) 市町村長等から意見を求められた場合の意見具申

法令、通達の定めるところにより児童等に係る措置、それに要する費用負担等について、都道府県知事、市町村長等から意見を求められたときは、事実に基づき児童等の福祉増進の観点から適切な意見を述べこれに協力する。

### (2) 自発的な意見具申

児童等に関する施策及びその実施について児童等の

福祉の増進の観点からその改善が必要と思路する場合は、児童委員協議会又は主任児童委員を通じて関係機関に対し、建設的な意見を提出する。

## 6 連絡通報

保護者のいない児童、虐待を受けていると思われる児童、母子生活支援施設等による保護を必要とする母子家庭等、保護の必要な児童、妊産婦、母子家庭等を発見又は発見した者から通告の依頼を受けたときは、その問題の所在、背景等を速やかに市区町村、児童相談所、福祉事務所、保健所等適切な機関に連絡通報する。

児童、妊産婦、母子家庭等に関し、必要な事項の状況を児童相談所長に通知するときは、原則として市区町村長を経由するものであるが、児童虐待のおそれがあるなど直ちに児童相談所の対応が必要と認められる緊急の場合には、児童相談所長に直接通知し、その後速やかに市区町村長に報告する。

## 第3◆主任児童委員の活動

主任児童委員は民生委員・児童委員のなかから指名され、児童福祉に関する事項を専門的に担当するものとされており、原則として区域を直接担当しない取扱いとされているが、地域で発生する個別事案についても、当該区域を担当する児童委員と適宜連携を図り、積極的に対応することが求められている。主任児童委員として、児童委員の活動のほか、以下に掲げる事項について活動することが求められている。

### 1 関係機関と児童委員との連携

市区町村、児童相談所、福祉事務所、保健所、学校、教育委員会等の関係機関との連絡を密接にし、児童及び児童を取り巻く家庭環境・社会環境について児童委員と連携して詳細な情報収集を行う。

また、地域における児童健全育成事業や母子保健活動等の推進に関しては、関係機関、特に児童館活動や母親クラブ等の関係者と密接に連携し、さらに健やかに子どもを生み育てる環境づくりに関しては、地域ぐるみで子育てを行うための啓発活動を企画し、活動の

実施に当たっては、その中心的役割を果たし、関係機関及び児童委員と連携して積極的に活動する。

### 2 児童委員への援助・協力

市区町村、児童相談所、福祉事務所、保健所等の関係機関からの個別事案にかかる調査・支援等の依頼については、原則として児童委員に対して行われるものであるが、この活動に対し積極的に援助・協力するものであること。

また、個別事案を扱う必要がある場合においては、当該区域を担当する児童委員と調整・相談のうえ、協力して、これを行うものであるが、緊急を要する等事案の内容によっては、当該区域を担当する児童委員と連絡・調整を図りながら、主任児童委員が主体的に当該事案を扱うことも必要であること。

### 3 民生委員としての活動

主任児童委員は、生活保護法、身体障害者福祉法、老人福祉法などの行政事務への協力に関しては、制度の周知徹底等を行うにとどめ、主任児童委員としての活動を実施することに伴い、これら法律に基づく個別世帯に対する援助・協力等が必要となることを発見した場合には、速やかに当該世帯が生活する区域を担当する民生委員に連絡し、必要な援助・協力等を要請し、自らは個別世帯に対する援助・協力等は行わないことを原則とする。

## 第4◆児童委員協議会

児童委員相互の連携の強化及び任務の遂行に必要な知識、技術の向上を図るため、民生委員法（昭和23年法律第198号）第20条の規定に基づき組織された民生委員協議会ごとに児童委員協議会を組織するとともに、具体的事例に即した事例研究等を行い、その資質の向上を図るなど、その活動の充実強化を図る。

児童委員協議会は、児童委員相互の連絡をはかり、児童福祉のため各種の協議を行うために、民生委員協議会の開催と同時に開催することが望ましい。

# 児童委員、主任児童委員の活動の推進について

（雇児総発第0329第5号 平成29年3月29日付 各都道府県・指定都市・中核市民生主管部（局）長宛 厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知）

児童委員、主任児童委員の活動については、かねてより、平成16年11月8日付け雇児発第110800号1雇用均等・児童家庭局長通知「児童委員の活動要領の改正について」（以下「平成16年通知」という。）、平成13年11月30日付け雇児発第762号・社援発第2115号雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長連名通知「主任児童委員の選任について」等でお示ししているところである。

今般、別添1（略）のとおり、地方分権改革に係る「平成28年の地方からの提案等に関する対応方針」（平成28年12月20日閣議決定）において、児童委員・民生委員の職務について、運用の工夫により地域の実情に応じて児童福祉に関する事案に重点的に取り組むことが可能であること、主任児童委員等の制度の活用方法について、地方公共団体に

通知することとされていること等を受け、下記のとおり通知するので、その周知方につき格段のご配慮をお願いする。

なお、この通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言に当たるものである。

記

1. 児童委員は、民生委員との兼任のもと、担当する区域について、民生委員としての職務に加え、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第17条により規定された職務を行っているところである。これについては、民生委員又は児童委員の職務のいずれかに重点を置く形で活

動を行うことは運用上禁止されていないほか、地域における各委員の負担が平準になるように努めつつ、児童委員に委嘱された者の中で、児童福祉関係や教員等の経験を有する者や、児童等の関係する問題に積極的に取り組みたい者等が、自らが担当する区域以外の区域において、その区域を担当する児童委員や主任児童委員と連携して児童委員としての職務の一部を行うことも、運用上可能であり、児童委員の積極的な活用を検討する際の参考にされたいこと。

- 主任児童委員は、平成16年通知第三において、「児童福祉に関する事項を専門的に担当するもの」としての活動を実施することに伴い、民生委員としての活動のうち、行政事務への協力に関しては、制度の周知徹底等を行うにとどめ、自らは個別世帯に対する援助・協力等は行

わないことを原則とされているほか、児童委員としても、原則として区域を直接担当しない取扱いである旨をお示ししている。これについては、主任児童委員が、区域を担当することを禁じる趣旨ではなく、児童委員と連携しながら、主任児童委員として児童の問題に関し一定の区域を担当し、各種の事案に対応することも可能であり、主任児童委員を活用した児童の問題に機動的に対応する体制を検討する際の参考にされたいこと。

- それぞれの児童委員、主任児童委員が、委員としての活動を円滑に行えるようにするため、各自自治体において、児童委員、主任児童委員に対する研修の機会を十分にやり、特に今般の改選により新たに児童委員、主任児童委員に委嘱された者の資質の向上に努めること。
- (略)

## 全民児連における児童虐待防止の取り組みについて

(改訂版) 一抜粋一

令和元年5月 全国民生委員児童委員連合会 令和元年度第1回全民児連評議員会で決議

全国民生委員児童委員連合会(以下 全民児連)では、平成11年と平成16年に「児童虐待緊急アピール」を発表し、その後、平成19年には地域の潜在化する問題を発見するために「呼びかけ文」を作成し、子育て支援も含めた児童虐待防止活動に取り組んできました。

一方で、児童相談所の児童虐待相談対応件数は年々増加し、また、子どもの生命にかかわる重大かつ悲惨な事件は、後を絶ちません。児童虐待問題は、一層深刻な社会問題となっています。

国は、児童福祉法の改正など児童虐待防止に向けた制度改正を相次ぎ行い、児童相談所や市町村における体制整備を図っています。また、全民児連では、平成29年12月に「全国児童委員活動強化推進方策2017」(以下、「児童委員方策2017」)を策定し、民生委員・児童委員が「地域の子育て応援団」となり、地域の児童虐待防止の一翼を担う活動を展開することとしています。

こうした動きを踏まえ、平成19年に作成した「呼びかけ文」を見直し、改めて児童虐待防止の取り組みを提案いたします。

### 1. 国の制度動向と全民児連における「児童委員方策2017」の取り組み(略)

### 2. 呼びかけ文を活用した地域住民への民生委員・児童委員、主任児童委員の取り組みの周知及び多様な子育て支援等の活動の推進

児童虐待の予防・防止は、「児童委員方策2017」の「重点2」の「子育て、子育てを応援する地域づくり」を進めることが基盤となります。民生委員・児童委員は率先して「子育て応援団」となり、「呼びかけ文」を活用し、地域住民にその取り組みを周知し、働きかけましょう。

地域住民をはじめ自治会やボランティア団体、地域にある保育所、認定こども園、幼稚園、地域子育て支援センター、学校や社会福祉施設等と連携・協働し、子育てサロン等の子育て支援、挨拶運動などを通じた見守り活動、多様な健全育成活動、子ども食堂や学習支援など様々な子どもや親子への地域活動を広げ、そうした取り組みを応援しましょう。

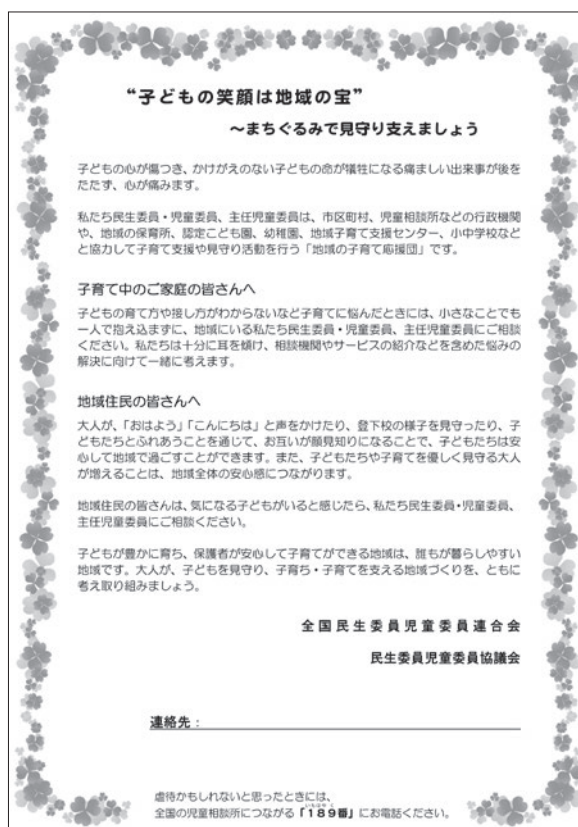
#### 〈各地の民児協の取り組み〉

- 「地域版活動強化方策」を作成する過程で、一人ひとり

の委員が自らの活動を振り返り、地域の子ども、子育てに関わる機関・団体など地域の社会資源を確認し、今後の活動や地域に必要な取り組みを明らかにしましょう。

- オレンジリボン運動(児童虐待防止)やパープルリボン運動(女性に対する暴力(DV)撤廃)等のキャンペーンなどを活用して、地域住民への啓発活動を推進しましょう。

#### 【呼びかけ文】



※呼びかけ文は2種類あります。全民児連ホームページよりダウンロードして、活用ください。

- 民生委員・児童委員、主任児童委員の役割を地域住民に知っていただくために、呼びかけ文を活用した広報誌等の作成や、チラシ印刷・配布等地域の実情に応じた取り組みを工夫しましょう。

#### 〈全民児連の取り組み〉

- 各地の取り組みについての機関誌やホームページへの掲載、関係団体への通知（報道機関への協力要請）および呼びかけ文の周知など。
- 虐待防止に向けたアピールの検討及び公表・周知。

### 3. 「児童虐待」の早期発見と対応について

「児童虐待」の早期発見に向けて日頃から関係機関と連携した取り組み（こんにちは赤ちゃん事業、乳幼児健診への協力、子育てサロン等への協力）などを通じて、地域の情報収集を心がけましょう。

特に、今後、各自治体においては「子育て世代包括支援センター」や「子ども家庭総合支援拠点」の設置等が進むことが想定されることから、民児協として行政との状況共有をしっかりと行い、課題を有する子育て家庭や子どもとのつなぎ役としての役割を心がけましょう。

また、地域住民から「児童虐待」にかかわる相談・連絡

を受けた際に、特に子どもの命に危険が及ぶような場合には、その内容を迅速に市区町村、児童相談所に知らせることを民児協として確認しておくことが重要です。そのためにも民生委員・児童委員、主任児童委員がとるべき対応を明確にし、徹底させましょう。

#### 〈行政への通告を速やかに行うための留意点〉

- 速やかに通告を行ううえで、虐待内容、疑われる状況、住所・氏名、日時、情報入手経路など、連絡すべき事項やメモの方法等を日頃から学習する。

#### 〈民児協としての対応〉

- 民児協会長、主任児童委員との連絡・相談、複数対応の重要性などを話し合っておく。
- プライバシーに配慮し、守秘義務を順守することを徹底する。ただし、要保護児童対策地域協議会（要対協）では、出席者全員に守秘義務があることをふまえ、必要な情報を明確に伝えることを意識する。
- 要対協において、地域社会をよく知る民生委員・児童委員としての発言、提案を積極的に行う。
- 子ども・子育て支援会議においては、虐待予防や早期発見に向けた施策が充実するよう関係者に働きかける。

## 全民児連「児童虐待防止緊急アピール2019」

令和元年9月 全国民生委員児童委員連合会 令和元年度第2回全民児連評議員会で決議

全民児連では、令和元年9月18日に開催した第2回評議員会で「児童虐待防止緊急アピール2019」を採択・決定しました。「全民児連における児童虐待防止の取り組みについて（改訂版）」および呼びかけ文「“子どもの笑顔は地域の宝”～まちぐるみで見守り支えましょう」とあわせてご活用ください。

### 全民児連「児童虐待防止緊急アピール2019」

児童虐待をめぐる課題は年々深刻化し、子どもの生命に関わる重大かつ悲惨な事件は後をたちません。児童虐待は一層深刻な社会問題となっています。

周囲に知り合いや頼れる人がいない、子どもの育て方や接し方がわからないなど、孤立して子育てをしている保護者も少なくありません。また、多様な生活課題のある子育て家庭も多くあります。地域のなかで子育てにしっかりと向きあうためには、福祉、保健、保育、医療などの支援とともに、子育てをともに考え支える身近な地域の人がこの存在が大切です。

全国民生委員児童委員連合会では、「全国児童委員活動強化推進方策2017」を策定し、民生委員・児童委員が、率先して「地域の子育て応援団」となり、子どもにとって「身近なおとな」になることを提唱しています。とくに活動の重点のひとつに「課題を抱える親子を早期に発見し、つなぎ・支える」ことを掲げています。

子どもの命を守り、人権を尊重し子どもの健やかな成長・発達を保障するために、私たち民生委員・児童委員は児童虐待防止に向け、以下の取り組みを地域住民、関係機関とともに推進することを宣言します。

- 一、私たち民生委員・児童委員は、率先して「地域の子育て応援団」となり、地域の実情に応じて、子どもと子育てに関わる取り組みを展開することや、関係機関・団体の活動に協力することを通して、子育てを応援する地域づくりに努めます。
- 一、私たち民生委員・児童委員は、「身近なおとな」として、また、「人生の先輩」「子育ての先輩」として子どもや子育て中の親に寄り添い、ともに子育てを考え、支えます。
- 一、私たち民生委員・児童委員は、日頃の活動を通して複合的な生活課題や福祉課題のある子育て家庭を早期に発見し、課題解決に向けて関係機関との連携のもと必要な支援につなぎ、見守ります。
- 一、私たち民生委員・児童委員は、「地域の子育て応援団」であることを意識して、子どもの命を守り、子どもの人権を尊重します。
- 一、私たち民生委員・児童委員は、子どもが豊かに育ち、子育て家庭が安心して暮らすことができる地域づくりを、住民とともに考え推進します。

令和元年9月18日  
全国民生委員児童委員連合会

# 児童委員活動を進めるうえで知っておきたい 関係機関等

児童委員活動を円滑に進めるためには、地域のさまざまな子育て支援を行う機関・団体の情報を把握することが大切です。ここでは、活動を行ううえで役立つ相談・連携先を紹介します。

## ●児童相談所

児童相談所は、児童福祉法に基づき、都道府県・指定都市に設置が義務づけられている行政機関です（特別区や中核市にも設置が可能）。18歳未満の児童に関することであれば、誰でも相談することができます。

児童相談所の相談業務は、より高度で専門的な対応が必要な内容に重点化されています。主な業務は、児童に関するさまざまな相談に応ずること、相談内容のアセスメントや必要な調査・判定、児童の一時保護や里親と児童間の調整等、施設入所等の措置を行うことなどです。相談内容は、児童虐待など養育に関する相談、保健、障がいに関すること、非行、育成に関することなど広範にわたります。

児童相談所には、児童福祉司、相談員、医師、保健師、児童心理司などの専門職が配置されています。児童福祉司は担当区域内の保護者等からの相談に応じるとともに、他の専門職等と連携し児童の保護や福祉に関する業務を担っています。

## ●要保護児童対策地域協議会

児童福祉法に基づき、要保護児童等の適切な保護を図るために関係機関等で構成される、地方公共団体（ほとんどが市区町村）が設置するネットワーク組織です。児童虐待等の早期発見や関係者間での情報の共有化、役割分担による支援の実施などの効果が期待されています。

（要保護児童とは、児童福祉法で①保護者のない児童、②保護者に監護させることが不相当であると認められている児童と定義）

要保護児童対策地域協議会は、構成員の代表による「代表者会議」、実際に活動する実務者による「実務者会議」、特定の事例について関係者が集まり検討を行う「個別ケース検討会議」を設置し、運営しています。児童虐待だけでなく、さまざまな理由で支援を必要とする児童への支援を考えます。

## ●里親

里親制度は、児童福祉法に定められた保護者がいない児童または保護者の養育が不相当とされる児童の養育を委託する制度です。養育里親、専門里親、養子縁組里親、親族里親の4つの種類があります。里親は、都道府県知事が児童を委託することが適当であると認める人です。専門里親は、児童虐待を受けた児童を養育する里親です。

## ●保健所、市町村保健センター

保健所は都道府県、政令指定都市、中核市、そのほか政令で定める市および特別区に設置される地域保健や公衆衛生を支える公的機関です。地域保健法により設置が義務づけられています。栄養の改善、感染症の予防、環境衛生に関する統計の作成などを行っています。

市町村保健センターは、保健師を中心に両親学級・育児教室などの保健指導、母子健康手帳の交付、妊産婦や児童に対する健康診査、新生児や未熟児に対する訪問指導、養育医療など基本的な母子保健サービスを提供する拠点としての役割を担っています。保健師、栄養士、薬剤師などが配置されています。

## ●母子生活支援施設

原則18歳未満の児童を養育する母子家庭等が、児童と一緒に利用し、地域での自立生活をめざす施設です。利用世帯の生活が安定するよう養育支援や心理的ケア、生活の立て直しの支援に取り組み、自立生活をサポートします。住民とともに地域にある課題に取り組む実践例もあります。近年は、DV被害から逃れた母子の利用が増加しています。

## ●母子・父子自立支援員

ひとり親家庭および寡婦の総合的な支援窓口として、原則福祉事務所に配置されています。就業支援や子育て・生活支援、児童の学習、養育費の確保や経済的支援等について、相談支援を行います。

## ●スクールカウンセラー

児童のこころの相談にあたる公認心理師や臨床心理士などの専門職で、不登校をはじめとする課題行動の未然防止や早期発見・早期対応等のために、児童の悩みや不安を受け止め、関係者と連携して必要な支援を行います。

## ●スクールソーシャルワーカー

不登校やいじめなど児童に関するさまざまな情報を整理し、学校や教職員と連携しながら、児童がいる環境の課題解決のために働きかけます。社会福祉士や精神保健福祉士など、福祉に関する専門的な資格を有しており、児童相談所をはじめとする関係機関・団体とのネットワークにより児童の支援にあたります。

# 民生委員児童委員信条

一 わたくしたちは隣人愛をもつて  
社会福祉の増進に努めます

一 わたくしたちは常に地域社会の  
実情を把握することに努めます

一 わたくしたちは誠意をもつてあらゆる  
生活上の相談に応じ自立の援助に努めます

一 わたくしたちはすべての人と協力し  
明朗で健全な地域社会づくりに努めます

一 わたくしたちは常に公正を旨とし  
人格と識見の向上に努めます

## 児童憲章（前文）

我らは、日本国憲法の花神にしたがい、  
児童に対する正しい觀念を確立し、すべて  
の児童の幸福をはかるために、この憲章を  
定める。

児童は、人として尊ばれる。

児童は、社会の一員として重んぜられる。

児童は、よい環境のなかで育てられる。



児童委員活動の手引き **45** 集

# 一人ひとりが地域の 「子育て応援団」

民生委員・児童委員活動の **基礎知識**

社会福祉法人全国社会福祉協議会  
全国民生委員児童委員連合会

〒100-8980

東京都千代田区霞が関3-3-2 新霞が関ビル

TEL : 03-3581-6747

<http://www2.shakyo.or.jp/zenminjiren/>

発行 2020年3月

